

情報提供日	平成 30 年 6 月 27 日
問 合 わ せ	産 業 振 興 室 農 水 産 課
	918-5017 (ダイヤルイン) 内 線 2 5 7 8
	担 当 : 大 本 ・ 竹 中

報道機関各位

市内3つのため池協議会にきんもくせい賞の表彰

1 目的・概要

ため池の清掃等の保全活動に10年以上継続して取り組み、住みよいまちづくりに尽力しているため池協議会等の団体に、ため池管理講習会の中できんもくせい賞を贈り、感謝の意を表すとともにその功績をたたえます。

2 日 時

平成30年7月3日(火) 10時00分から10時20分

3 場 所

明石市役所 本庁舎8階 806会議室

4 表 彰 者

明石市長 泉 房穂

5 受 賞 団 体

対象：平成19年に設立した3つのため池協議会

- ① 清水新田ため池協議会 (代表者：鈴木 榮)
- ② 松陰ため池協議会 (代表者：木下 重次)
- ③ 松陰新田ため池協議会 (代表者：寺岡 利夫)

※ 表彰式後、同開場でため池管理講習会を開催します。

目的・概要：台風や集中豪雨が多く発生する時期の前に、ため池の点検手法や浸水被害の軽減を図るため、ため池管理者がため池を適正管理するための講習会を開催します。

時 間：10時20分から12時00分

場 所：同開場

主 催：明石市農水産課

協 力：兵庫県…北播磨県民局(加古川流域土地改良事務所)、東播磨県民局
明石市…管財担当、環境総務課

参 加 者：市内32ため池管理者(水利組合)

明石市ため池保全活動団体表彰基準

(趣旨)

第1条

この基準は、明石市きんもくせい賞・明石市しおさい賞表彰要綱第7条の規定に基づき、ため池保全活動団体の表彰について必要な基準を定めるものとする。

(表彰の目的)

第2条

この表彰は、明石市内のため池における清掃や除草、花木の管理などを行うため池保全活動において、功績のあったため池協議会等の団体に対し表彰を行うものとする。

(表彰の名称)

第3条

表彰の名称は、明石市きんもくせい賞・明石市しおさい賞表彰要綱第2条第1号に規定する明石市きんもくせい賞とする。

(表彰の対象)

第4条

ため池の保全活動等を、10年以上継続して行っている団体とする。

(表彰の時期)

第5条

表彰は、明石市ため池管理講習会において行う。

附 則

この基準は、平成28年7月1日より施行する。